

ブライダル目的複製使用料の取扱い

「ブライダル用録音・録画物に係る包括的利用許諾契約」を当協会との間で締結した者によるブライダル用録音・録画物の作成及び譲渡のうち、進行用録音物及び記録用録画物に係る使用料は、以下により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、使用料規程第2章第5節オーディオ録音又は第2章第7節ビデオグラム録音に定める規定を適用して算出した金額が、本取扱いで算出した金額を下回る場合は、その額を適用する。

1 進行用録音物

利用する音楽著作物の数にかかわらず、ブライダル等1件につき、進行用録音物の個数（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）が3個までの場合は5,000円とする。

当該進行用録音物の個数が3個を超える場合は、5,000円に、3個までを増すごとに5,000円を加算した額とする。

ただし、進行用録音物の個数は、ブライダル等における進行用録音物として必要な限度に限る。

2 記録用録画物

利用する音楽著作物の数にかかわらず、ブライダル等1件につき、記録用録画物の個数（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）が3個までの場合は10,000円とする。

当該記録用録画物の個数が3個を超える場合は、10,000円に、3個までを増すごとに10,000円を加算した額とする。

ただし、外国作品の利用について、委託者が基本使用料の額を指定したときは、その額を加算する。

(備考)

(用語の定義)

本取扱いにおける用語の定義は、次のとおりとする。

① 進行用録音物

ブライダル等の演出として、ブライダル等の進行に合わせて音楽著作物を再生すること（静止画と連動するものを除く。）を目的に作成される録音物をいう。

② 記録用録画物

ブライダル等の記録として、ブライダル等の模様を撮影し顧客に提供するために加工若しくは編集した録画物をいう。

③ ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(実施の日)

本取扱いは2021年12月10日から実施する。